

第 4 0 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 (金) 10:00 ~

場所 第 2 水産ビル 4 F 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 前回 (第 3 9 回) 委員会での審議結果の確認について

(2) 分野別審議について

(3) 次回 (第 4 1 回) 委員会について

(4) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料 1 道民提案等の一覧表 (特区提案として検討すべきもの)

資料 2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 (特区提案として検討すべきもの)

資料 3 分野別審議資料

資料 4 「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設

第40回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委員】

氏 名	現 職	備 考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
河西 邦人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹田 恒規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ヲウカン しず子	光塩学園理事長	(欠席)
宮田 昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
湯浅 優子	農業・ファームイン経営	

(50音順)

【事務局】

氏 名	役 職
斎藤 正紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
本間 研一	北海道総合政策部地域主権局参事
伊藤 徹彦	北海道総合政策部地域主権局参事

道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分	大分類	項目	NO	35回	36回	37回	38回	39回	40回
(1)	A 地域医療	携帯型心電計に関する使用制限緩和	269						
		診療看護師の制度化に向けた規制緩和	284						
	C土地利用	農用地の活用	270						
	D経済振興	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271						
		地域観光の振興	272						
	H地域振興	道路・河川に係る権限移譲	273						
		地方自治法施行令第158条における「寄付金」取り扱いの特例	274						
		北海道特定活動法人制度の創設	275						
		認定NPO法人制度の認定要件	276						
		NPOバンク支援	277						
		法人税率と贈与税率の特例	278						
		ゴールデンウィーク特区	279						
		国からの権限・事務移譲	280						
		ポストバス	281						
国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外		282							
16件	J福祉	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283						
(2)	D経済振興	カジノの振興	54						
		(小樽市への)カジノの設置(誘致)	215						
		自由貿易地域指定	69						
		空港の一括管理	75						
		千歳空港のハブ空港化	221						
3件									
(3)		「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設							
1件									

- 注) 1) 太字は、第35回～39回検討委員会審議の結果、今後、資料等を調整の上、再度検討を行う予定のもの。
2) 区分の(1)は「道民提案(新規)案件」、(2)は「道民提案継続審議案件」、(3)は「庁内提案継続案件」。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべきもの】

大分類 A 地域医療対策

中分類 <小分類>	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
A その他 <その他 >	269 携帯型心電計 に関する使用 制限緩和	<p>携帯型心電計について、ヘルパーや介護員が在宅患者等の第三者に使用できるようにする。</p> <p>その上で、保健所、医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を図ることにより、心臓病の早期発見や適切な治療を行う。</p>	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、市販されており、この携帯型心電計で測定したデータを電話回線で送信し、測定結果が心電図となって本人に届けられるシステムも開発されている。 この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたりと解されている。 「医行為」である心電図検査は、医師、看護師、准看護師、臨床検査技師以外の者は行うことができないとされている。 <ul style="list-style-type: none"> 医師：医業として可能（医師法第17条） 看護師：診療の補助として可能（保健師助産師看護師法第5条） 臨床検査技師：厚生労働省令で定める生理学的検査として可能。（臨床検査技師等法施行規則） 高齢者介護等の現場で「医行為」にあたるか判断に疑義があった行為について、原則として「<u>医行為ではない</u>」と考えられるものが厚生労働省通知により示されている。（H17年7月26日厚生労働省医政局長通知） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 原則として医行為ではないと考えられるもの ~ 体温測定、血圧測定、軽微な傷の処置、爪切り等 </div> <p>過去の類似提案の検討状況</p> <p>介護福祉士の業務拡大（たんの吸引・経管栄養）</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案内容 在宅介護の現場において、介護福祉士が一定の要件のもとに医行為である「たんの吸引」「経管栄養」を可能にする。 審議経過 第25回～第28回検討委員会で審議。看護協会等の了解を得る必要があることなどから、一旦審議終了となった。 	<p>心電図検査について医行為に当たらない旨の通知が国より発出されること。</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士が訪問介護等の際に携帯型心電計を使用することにより、心臓病の早期発見・治療等に役立つ可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学的知識及び技術がない者が医行為である心電図検査を行うことにより、健康被害が生じる恐れがある。 		保) 医療薬 務課	3402A
（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）	対応方向			
						<p>携帯型心電計の使用に限らず、遠隔医療など、情報通信ネットワークを活用した「医療情報ネットワーク」を構築する観点から、検討を深めていってはどうか。</p> <p>医師不足や看護師不足の中で、介護職員の業務の拡大という観点で考えることも重要。</p> <p>検討の方向として、携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする、情報通信ネットワークを活用して地域医療を立て直す「医療特区」的なものを検討する、という方向がある。</p>	<p>議論を踏まえて、携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする</p> <p>情報通信ネットワークを活用した地域医療（遠隔医療）での課題を探る</p> <p>の両面から検討を深めていく。</p>			
（第37回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）	対応方向			
						<p>遠隔医療において、在宅患者の受診を支える人的サポートが課題となっており、在宅で介護職員が行うことができる業務の拡大が求められる。</p> <p>介護職員の業務拡大（たんの吸引・経管栄養）については、過去にも検討し、答申には至らなかったが、携帯型心電計の使用も含めて、あらためて検討を深めるべき。</p> <p>介護職員のたんの吸引・経管栄養について、特別養護老人ホームでは可能になったが、在宅まで広げることが課題。実際に在宅でどれくらい困っているのかわかりたい。</p>	<p>在宅患者に対するケアとして、介護職員が行うことができる業務の拡大について、携帯型心電計の使用も含めて、検討を深めていく。</p>			

(第38回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)

論点 (発言要旨)	対応方向
<p>携帯型心電計に限らず、自宅で計測したデータを電送して、医師の診断や検査に活用する遠隔医療の先進地を目指すような特区提案を取りまとめていくべき。</p> <p>遠隔医療でも、他人に機器を装着して使用すると、現行制度では医行為になる。介護職員が一定の研修を受けて使用できるようにしていくべき。</p> <p>介護職員の業務拡大については、過去に議論したが答申には至らなかった。遠隔医療を前面に出して、課題を探って提案していく方向がよいのではないか。</p> <p>遠隔医療での課題については、次回答申には間に合わなくても、事例を集めて幅広く検討していく必要がある。</p> <p>在宅での介護職員が実施可能な行為の拡大については、携帯型心電計以外でも、在宅介護の現場や患者の立場に立って検討していく必要がある。</p>	<p>議論を踏まえて、在宅での介護職員が実施可能な行為の拡大</p> <p>在宅での遠隔医療における規制の緩和</p> <p>の両面から、さらに検討を深めていく。</p> <p>検討に当たって、事務局において、在宅での介護現場におけるニーズの把握や、関係団体の意見聴取を行う。</p>

(第39回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)

論点 (発言要旨)	対応方向
<p>心臓病のような人命に関わる病気は、速やかに専門家に診てもらうのが最も良い方法であり、専門家以外の者が携帯型心電計を使用することは、患者の異状を見落とす危険性を伴っている。</p> <p>携帯型心電計の使用について、患者団体や介護関係団体から特に要望は寄せられていない。</p> <p>介護職員の業務拡大については、国で「たんの吸引」と「経管栄養」についての試行事業を行うので、その検討結果を見極めるべき。</p> <p>遠隔医療における規制の緩和については、規制の実態や課題等を具体的に洗い出していく必要がある。</p>	<p>議論を踏まえて、携帯型心電計の使用を含めて、介護職員の業務拡大については、国の「たんの吸引」等の検討結果を見極めることとし、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。</p> <p>遠隔医療における規制の緩和については、第6回答申を見据えて、実態や課題の把握等を進めていく。</p> <p>今後、医師会等から医療現場での制度改善の提案等があれば、本委員会として積極的に議論していく。</p>

介護職員の業務拡大に関する最近の動き

- 厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会報告書」(平成22年3月19日)
 - 介護職員による一定の医行為の具体的な実施方法について、別途早急に検討すべきである。
- 厚生労働省は、特別養護老人ホームでの介護職員による「口腔内のたんの吸引」と「胃ろうによる経管栄養」について、一定の条件の下に認める旨の通知を发出。(平成22年4月1日)
- 行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会第1次報告書」
 - 特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を習得した介護職員に解禁する方向で検討する。
- 日本医師会の見解(平成22年6月23日)
 - 法的に整理を行った上で「医行為ではない」と明確に示される行為について、必要な研修を受け、認められた介護職員が行うことには、問題はないと考える。
 - しかし、法的に認められた医療職種以外の者が「医行為」を実施することは容認できない。
- 厚生労働省は、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を立ち上げ(平成22年7月)、中間的な整理を発表(平成22年8月)
 - ～「たんの吸引」と「経管栄養」について、介護職員が施設や在宅において実施するために、医師・看護師との連携体制や研修等のあり方などを示しており、今後全国40カ所程度で試行事業を実施する予定。
- 障害者団体等からは、「たんの吸引」と「経管栄養」以外にも、介護職員等が実施できるように規制緩和の要望あり。(自己導尿の補助、摘便、人工肛門、インシュリン注射等)
- 北海道医師会との意見交換(平成22年9月7日)
 - 携帯型心電計は心臓病の早期発見のためではなく、経過観察のために使用するもの
 - 仮に心臓病の早期発見に活用するのであれば、心電計のデータを病院に速やかに送り、改めて病院で心電図検査を行い、必要な治療を受ける仕組みがあることが必要。
 - 介護職員が自らの判断で心電計を装着することは、医行為に当たり、事故があった場合には責任を問われる。
 - 携帯型心電計以外の行為についても、実施による出血、発熱、ショック状態に陥ることがあり、安易に考えることができない手技であり、医行為から除外することは賛成できない。

大分類 H 地域振興対策

中分類 <小分類>	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
H	274 地方自治法施行令第158条における「寄付金」取扱いの特例（コンビニでのふるさと納税）	<p>コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。</p> <p>現在、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。</p> <p>利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心を向上させる。</p>	1	1	<p><ふるさと納税制度></p> <p>平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する「寄附金」税制が創設された。</p> <p>この制度は、全国のどこに居住している人であっても、自分が応援したい市区町村・都道府県を自由に選択して、住民税の一部を納めることができることとなっている。</p> <p><地方公共団体が私人に委託できる歳入></p> <p>普通公共団体が私人に徴収又は収納の委託することができる歳入は、地方自治法施行令第158条に制限列挙されており、「寄附金」（=ふるさと納税）は委託できないものとなっている。</p> <p><コンビニ納税></p> <p>平成15年度より地方自治法施行令第158条の2が新設され地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、コンビニ納税が実現。道でも平成19年度より自動車税の収納事務を道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。</p> <p><クレジットカードによる納付></p> <p>地方自治法第231条の2第6項に定められている「指定代理納付者制度」という仕組み（地方公共団体が指定したクレジットカード会社（指定代理納付者）による立替払いを認める）を活用することにより、現行法上可能となっている。</p> <p>道内においては、夕張市と小樽市がすでにインターネット上でクレジットカードによるふるさと納税の納付を受け付けている。</p>	地方自治法施行令の改正（私人に収納を委託できる事務に寄附金を追加）	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附者にとっての利便性が向上（昼夜を問わず寄附金の払い込みが可能、収納事務の取扱機関が大幅に拡大） ・ふるさと納税制度への理解・関心が高まる <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納に関する手数料やバーコード付与に関する費用などの負担が新たに発生 		総政） 地域づくり支援局	2401H
（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）	対応方向			
						<p>地方自治体も寄附金による支援を募り、地域に寄付文化を根付かせるという観点から検討すべき。</p> <p>金融機関や郵便局で振り込み可能であれば、コンビニまで広げる必要性は薄いのではないか。</p> <p>コンビニだけでなく、インターネット上でクレジットで寄附金が出せるようになれば良い。</p> <p>費用対効果の問題はあるが、現状でできないものを可能にする仕組みをいかに作っていくかは検討できる。</p> <p>寄付した人が自分の寄附金の使い道を指定できるような仕組みができれば、より良い。</p>	<p>議論を踏まえて、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。</p>			
（第38回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）	対応方向			
						<p>国の回答では、コンビニは銀行窓口と違って24時間対応可能という点が考慮されていない。コストをかけても、何倍も収入が増えれば、経済性はあるのではないか。</p> <p>道内市町村にアンケートを行い、コンビニでのふるさと納税の実施意向を把握しておくことが必要。提案が実現したのに、コストが高くて実施する市町村がないということがないように。</p> <p>コンビニ側（収納代行業者側）ではこういった条件であれば実施可能なのかも調査しておくべき。</p> <p>現行制度で認められているクレジットカード決済の方が、手数料は高いのではないが。</p>	<p>道内市町村に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえて、さらに検討を深めていく。</p>			

(第39回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)

論点 (発言要旨)	対応方向
<p>コンビニでのふるさと納税について、北海道市長会でも要望を行い、大阪府箕面市が構造改革特区で提案しても実現されていない。アンケート調査によって、経費負担しても実施したい市町村が相当数あることを具体的に示していかなければならない。</p> <p>ふるさと納税を活性化するために、市町村が創意工夫していくことを後押しすることは重要。</p>	<p>道内市町村に対するアンケート調査結果を踏まえて、第5回答申に向けて検討していく。</p>

< 構造改革特区における類似提案の状況 >

大阪府箕面市が構造改革特区で「ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和」を提案し、平成22年2月に、国(総務省)は下記趣旨の回答を行っている。

・私人の公金取扱いについては、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合に、一定限度で取扱いを認めるもの。寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから、委託することが経済性の要件に合致しないと考える。

北海道内の動き

- ・北海道市長会では、平成20年度より総務省に対して「寄附者の利便性向上を図るため、コンビニ等で寄附金の収納ができるようにすること」を要望。

ふるさと納税に関する必要経費(収納代行業者からの聞き取り)

- ・イニシャルコスト(契約料金など) 0~100,000円
 - ・ランニングコスト 月額基本料金 10,000~15,000円
1件あたり手数料 60円~120円
- 処理件数の多寡、その他の条件により変動する

道内市町村へのアンケート実施

- ・ふるさと納税の実施状況、現在の収納方法
- ・コンビニ収納の導入希望の有無
- ・導入が可能と考える手数料、年間基本料
- ・導入により増加が見込まれる件数

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
<小分類>										
H	276 認定NPO法人制度の認定要件	認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。 NPO法人の大半が認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテストの5分の1という限定的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定NPO法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。 認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる。 (パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。)	2	1	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される。(特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2) 認定NPO法人制度による税制上の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> 法人の寄附金に対する特例(一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能) 個人の寄附金に対する特例(寄附金控除を適用) 相続人が寄附した相続財産に対する特例(相続税の課税価格の計算に参入しない) 認定NPO法人のみなし寄附金制度(収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能) 認定NPO法人の要件 <ul style="list-style-type: none"> パブリックサポートテスト(PST) ～実績判定期間(過去5事業年度)の寄附金等収入金額が経常収入金額の5分の1以上を占めていること(小規模団体に対する特例あり) 制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和 活動対象～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の2分の1未満であること 運営組織・経理～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど 事業活動～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど 情報公開～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど 認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。 道におけるNPO法人認証数1606団体(平成22年10月末現在)のうち、認定NPO法人は4団体のみ。(全国でも186法人、平成22年10月1日現在)このように認定NPO法人数が少ないのは、パブリックサポートテストなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審査期間が長い(標準処理期間6ヶ月)ことなどによるものと考えられる。 	租税特別措置法の改正及び施行令の改正(認定NPO法人の要件緩和、認定権限の道への移譲など)	【メリット】 ・ 企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。		環) 道民文化振興課	1413H 1414H
(第35回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)										
						論点(発言要旨)		対応方向		
						<p>認定NPO法人については、事業型NPO法人が利用しやすくなるようパブリックサポートテストの認定要件を緩和してはどうか。</p> <p>地域主権型社会を目指す上で、NPOを育成することは重要。</p> <p>NPO法人に寄附が集まりやすくして、全国に先駆けて活性化させていくことを、北海道として早く進めるべきである。</p> <p>認定NPO法人は国税庁が認定している。税の優遇措置を受けられる社団法人・財団法人の公益認定は北海道の機関である公益認定等審議会で行っている。そこで、これに関連して、次の3つのポイントを提案したい。</p> <p><u>認定NPO法人の認定権限を国税庁から北海道に移す</u></p> <p><u>認定基準について、北海道に裁量権を与える</u></p> <p><u>認定NPO法人の税制優遇を公益法人と同程度にする</u></p>		<p>提案があった3つのポイントに沿って、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。</p>		
(第37回提案検討委員会において事務局から報告)										
<p>政府税制調査会「市民公益税制プロジェクトチーム」の中間報告(4月8日)において、認定NPO法人に関する制度改正の方向性が示された。</p> <p>認定権限 都道府県等が認定を行う仕組みを地方団体と協議しつつ検討</p> <p>認定基準 認定基準(PST要件等)の緩和、地方自治体が条例で指定したNPO法人を認定NPO法人に認定する仕組みの導入</p> <p>税制優遇 みなし寄附金制度での損金算入できる割合を他の公益法人並みに引き上げ</p> <p>国は平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計を進めることとしている。</p>										

認定NPO法人に関する制度改正に向けた最近の国の動き

内閣府・平成23年度税制改正要望(平成22年8月)
 (政府税制調査会「市民公益税制PT」中間報告を踏まえて要望)

認定権限

NPO法人の設立認証を行う都道府県等が認定NPO法人の認定を行う仕組みについて、今後、地方団体と協議し検討する。

認定基準

- ・ PSTに3000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入
- ・ 地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき指定したNPO法人については、PST要件等を求めない

税制優遇

- ・ みなし寄附金制度での控除限度額を、学校法人・社会福祉法人並の所得金額の50% (または200万円) へ引き上げる
- ・ 所得税に税額控除方式を導入し、所得控除の選択制とする

NPO側の意向(北海道NPOサポートセンターに聴取)

- ・ 内閣府の税制改正要望の内容は、「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」としての要望がほぼ盛り込まれており、これが確実に実現されることを期待。
- ・ しかし、「認定権限」の移譲については、今後の進め方が明らかにされておらず、実現されるか不明。今後のさらなる情報収集や働きかけが必要。

(第39回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)

(事務局から報告)

認定NPO法人の認定基準の緩和及び地方自治体への裁量権の導入、税制優遇の公益法人並みの引き上げについては、内閣府が財務省に提出した「平成23年度税制改正要望」をもとに、国において検討が進められているが、認定権限の都道府県への移譲については、具体的な検討が進んでいない状況。

論点(発言要旨)	対応方向
<p>NPOにとっては、認定要件の緩和や税制優遇措置の拡充は良いことだが、行政にとっての税収減という影響も考慮しておくべき。</p> <p>認定権限の移譲を国に提案する際には、道としての業務処理のスキームも具体的に検討しておくべき。</p>	<p>国の動向を見据えながら、「認定NPO法人の認定権限の移譲」について、第5回回答申に向けて検討していく。</p>

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号					
				重複除く											
<小分類>															
H	281 ポストバス (過疎地域における自動車 運送の貨客混載)	<p>自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。</p> <p>日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところには旅客を乗せることは認められていない。</p> <p>荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。</p> <p>なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。</p>	1	1	<p>(貨客混載について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、有償で旅客輸送を行う場合は、一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣に受けなければならないとされている。(道路運送法第4条) <ul style="list-style-type: none"> 一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス、高速バス等) 一般貸切旅客自動車運送事業(観光バス等) 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー、ハイヤー等) 一方、貨物自動車運送事業者は、災害などの場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないとされている。(同法第83条) なお、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる(他県で事例あり)(同法第82条) <p>(郵便物の輸送について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、専ら郵便物の運送等に使用している車両に、郵便取扱員以外のものを乗せてはならないとされている。 <p>(自家用有償旅客運送について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島県上勝町で、平成15年、構造改革特区における特例措置として、自家用車を使用したNPO等による有償運送が認められ、平成16年より全国展開された。 平成18年10月、道路運送法が改正され、福祉有償運送及び過疎地有償運送が、「自家用有償旅客運送」の類型として法的に位置づけられた。(道路運送法第78条) 自家用有償旅客運送を行う者は、国土交通大臣の登録が必要とされている。(同法第79条) <ul style="list-style-type: none"> 市町村運営有償運送(市町村が行う過疎地での住民向け運送又は要介護者や身体障害者等の運送) 福祉有償運送(NPO等が行う要介護者や身体障害者等の運送) 過疎地有償運送(NPO等が行う過疎地での会員向けの運送) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の登録を受けるためには、市町村等が主宰し、地域の関係者で構成する「運営協議会」の合意が必要とされている。 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、出先機関の事務権限の自己仕分けにおいて、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」としている。(平成22年9月) 	<p>道路運送法の改正 (貨物自動車による有償旅客輸送を実現) (自家用有償旅客運送の要件を緩和し、貨物自動車での旅客輸送を可能にする)</p> <p>郵便物運送委託法の改正 (郵便自動車による有償旅客輸送を実現)</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域など不採算路線における公共交通の確保が可能。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保がなされない。 貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。 事業自体に対する需要が不明。 		総政) 地域交通課	1411H					
(第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)															
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>論点(発言要旨)</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないか。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。 旅客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。</td> <td>事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回(第37回)委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。</td> </tr> </tbody> </table>	論点(発言要旨)	対応方向	郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないか。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。 旅客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。	事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回(第37回)委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。					
論点(発言要旨)	対応方向														
郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないか。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。 旅客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。	事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回(第37回)委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。														
(第37回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)															
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>論点(発言要旨)</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。 過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。徳島県上勝町では地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。 高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。</td> <td>過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。 検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	論点(発言要旨)	対応方向	提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。 過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。徳島県上勝町では地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。 高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。	過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。 検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。					
論点(発言要旨)	対応方向														
提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。 過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。徳島県上勝町では地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。 高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。	過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。 検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。														
(第38回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)															
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>論点(発言要旨)</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イギリスのポストバスの導入経過を参考にすると、民間事業者が参入しやすいような仕組みは重要。 札幌市と宅配事業者が協力して、地下鉄で宅配便の荷物を運搬する実証実験を行うという動きもある。</td> <td>宅配事業者での検討結果を待って、さらに検討を深めていく。</td> </tr> </tbody> </table>	論点(発言要旨)	対応方向	イギリスのポストバスの導入経過を参考にすると、民間事業者が参入しやすいような仕組みは重要。 札幌市と宅配事業者が協力して、地下鉄で宅配便の荷物を運搬する実証実験を行うという動きもある。	宅配事業者での検討結果を待って、さらに検討を深めていく。					
論点(発言要旨)	対応方向														
イギリスのポストバスの導入経過を参考にすると、民間事業者が参入しやすいような仕組みは重要。 札幌市と宅配事業者が協力して、地下鉄で宅配便の荷物を運搬する実証実験を行うという動きもある。	宅配事業者での検討結果を待って、さらに検討を深めていく。														

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用有償旅客運送については、国土交通省令や運用通知等により、運行主体、使用する車両、運賃基準等が細かく規定されており、市町村に権限が移譲されても、創意工夫や裁量の範囲が限られている。 	<p style="text-align: center;">（第39回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">論 点（ 発 言 要 旨 ）</th> <th style="text-align: center;">対 応 方 向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 自家用有償旅客運送の見直しと道民提案のポストバスの発想を組み合わせ、例えば、貨物車両での旅客運送を可能にすることや、運行主体に株式会社も認めるといったことを検討してはどうか。 幼稚園や保育園でも送迎バスを持っており、学校法人が保有する車両も使えるようにしてはどうか。 地域の貴重な資源を有効に活用するという視点で、幅広く考えていくべき。 </td> <td> 議論を踏まえて、自家用有償旅客運送に係る権限移譲と規制緩和について、第5回答申に向けて検討していく。 </td> </tr> </tbody> </table>	論 点（ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向	自家用有償旅客運送の見直しと道民提案のポストバスの発想を組み合わせ、例えば、貨物車両での旅客運送を可能にすることや、運行主体に株式会社も認めるといったことを検討してはどうか。 幼稚園や保育園でも送迎バスを持っており、学校法人が保有する車両も使えるようにしてはどうか。 地域の貴重な資源を有効に活用するという視点で、幅広く考えていくべき。	議論を踏まえて、自家用有償旅客運送に係る権限移譲と規制緩和について、第5回答申に向けて検討していく。
論 点（ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向								
自家用有償旅客運送の見直しと道民提案のポストバスの発想を組み合わせ、例えば、貨物車両での旅客運送を可能にすることや、運行主体に株式会社も認めるといったことを検討してはどうか。 幼稚園や保育園でも送迎バスを持っており、学校法人が保有する車両も使えるようにしてはどうか。 地域の貴重な資源を有効に活用するという視点で、幅広く考えていくべき。	議論を踏まえて、自家用有償旅客運送に係る権限移譲と規制緩和について、第5回答申に向けて検討していく。								

分野別審議資料

- 地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例 ----- 1

- 認定NPO法人制度の認定要件の緩和 ----- 18

- ポストバス ----- 31

地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例について

1 ふるさと納税制度について

- 平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する制度が創設された。
- この制度は、全国のどこに居住している人でも、自分が住んでいる都道府県・市区町村に納めるべき住民税の一部を、出身地に限らず、自分が応援したい市町村・都道府県に納めることができるというもの。
- 税額控除の額の例（目安）
給与収入700万円で夫婦子供2人のケース
寄附金額 3万円 → 控除される税額 2万5千円
" 5万円 → " 3万8千4百円
- 寄附金の納付方法は、道においては、指定の金融機関での振込み、または現金書留で受領している。
- 道では、いただいた寄附金は「北海道ふるさと寄附基金」に積み立て、地域活性化、環境保全などの事業に活用している。（H20 個人からの寄附金額 54件 4,660千円）

2 地方公共団体が私人に徴収・収納の事務を委託できる歳入について

- 普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令第158条により限定され、寄附金は委託できないものとなっている。
- なお、平成15年度の税制改正に伴って、地方自治法施行令第158条の2が新設され、地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、いわゆる「コンビニ納税」が可能となった。
- 北海道においても、平成19年度より、自動車税の収納事務を、道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。

■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。



キーワードで探す

検索

Google

ホームページの使い方

サイトマップ

文字を大きくするには

ホーム

観光

くらし・医療・福祉

環境・まちづくり

教育・文化

産業・経済

行政・政策・税

ホーム > 総務部 > 財政局 税務課 > 「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除について

もどる

「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除について

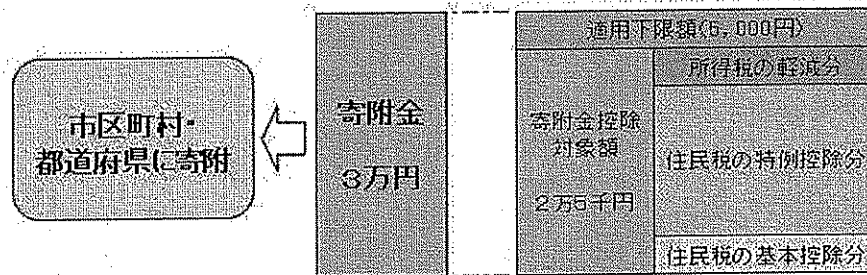
■制度の概要

- 個人の方が、市区町村や都道府県に5,000円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5,000円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、寄附金控除により一定の限度まで全額控除する制度です。
- 寄附対象は出身地に限らず、全国すべての市区町村・都道府県に寄附した場合でも控除の対象となります。
- この制度による控除を受けようとする場合には、最寄りの税務署で確定申告をしてください。(所得税の軽減を受けない方は、市町村に対する簡易な申告(寄附金税額控除申告書)によることができます。)

■軽減額の計算例

◎給与収入700万円で夫婦子供2人のケース

- ・所得税の限界税率10%
- ・住民税所得割額 29万3,500円



区分	寄附金控除額	寄附金控除額の計算方法
所得税の軽減分	2,500円	寄附金控除対象額 × 所得税の限界税率
住民税の特例控除分	2万0,000円	寄附金控除対象額 × (90% - 所得税の限界税率)
住民税の基本控除分	2,500円	寄附金控除対象額 × 10%
寄附金控除額の合計	2万5,000円	—

※1 特例控除分の上限は、住民税所得割額の10%です。

※2 基本控除分の上限は、[総所得金額等の30% - 5,000円]の10%です。

○控除額の計算の詳細は、こちらをご覧ください。

■税額の軽減額の具体例(家族構成、給与収入別)

◎この軽減額の表は、一定の社会保険料控除等が適用された場合の試算ですので、あくまで目安としてご利用ください。(※軽減額は、家族構成や収入額のほか、生命保険料控除などの額によっても異なります。)

区分		寄附金額	軽減される税額			自己負担額
家族構成	給与収入		所得税	住民税	合計額	
	年収 500万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	30,600円	35,100円	14,900円
		10万円	9,500円	35,600円	45,100円	54,900円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円

「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除について

単身	年収 700万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	50,000円	69,000円	31,000円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	年収 1,000万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	74,600円	93,600円	6,400円
		1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
夫婦のみ	年収 500万円	3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	27,300円	31,800円	18,200円
		10万円	9,500円	32,300円	41,800円	58,200円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	年収 700万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	46,700円	65,700円	34,300円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	年収 1,000万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	71,300円	90,300円	9,700円
		1万円	300円	4,700円	5,000円	5,000円
夫婦子2人 (子1人は 特定扶養)	年収 500万円	3万円	1,300円	16,100円	17,400円	12,600円
		5万円	2,300円	18,100円	20,400円	29,600円
		10万円	4,800円	23,100円	27,900円	72,100円
		1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
	年収 700万円	3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	33,900円	38,400円	11,600円
		10万円	9,500円	38,900円	48,400円	51,600円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	年収 1,000万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	63,500円	82,500円	17,500円
		1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円

※所得税の軽減分については、寄附をした年分の所得税から控除されます。
 ※住民税の軽減分については、寄附をした年の翌年に課税される住民税から控除されます。(平成20年に寄附した場合は、平成21年度に課税される住民税から控除されます。)

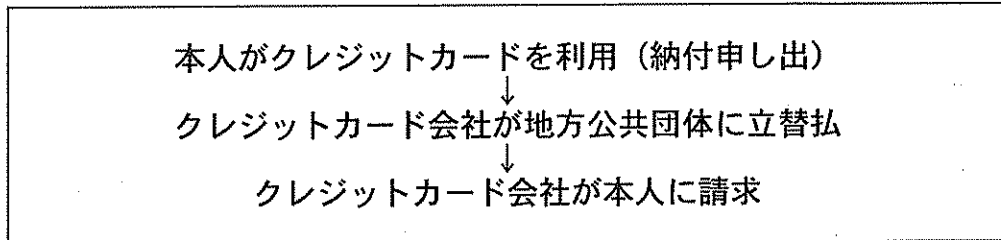
■関係リンク

- ふるさと北海道応援サイト(北海道への寄附の情報)
(知事政策部政策審議局のページにリンクします。)
- 総務省のホームページ(個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました)
(総務省のページにリンクします。)

<p>■このページに関するお問い合わせは</p> <p>○「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除に関すること 総務部財政局税務課 所在地: 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL: 011-204-5061 FAX: 011-232-3798 Mail: somu.zeimu1@perf.hokkaido.lg.jp</p> <p>○北海道への「ふるさと納税」に関すること 総合政策部地域づくり支援局 所在地: 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL: 011-204-5148 FAX: 011-232-1053 Mail: sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp</p>
--

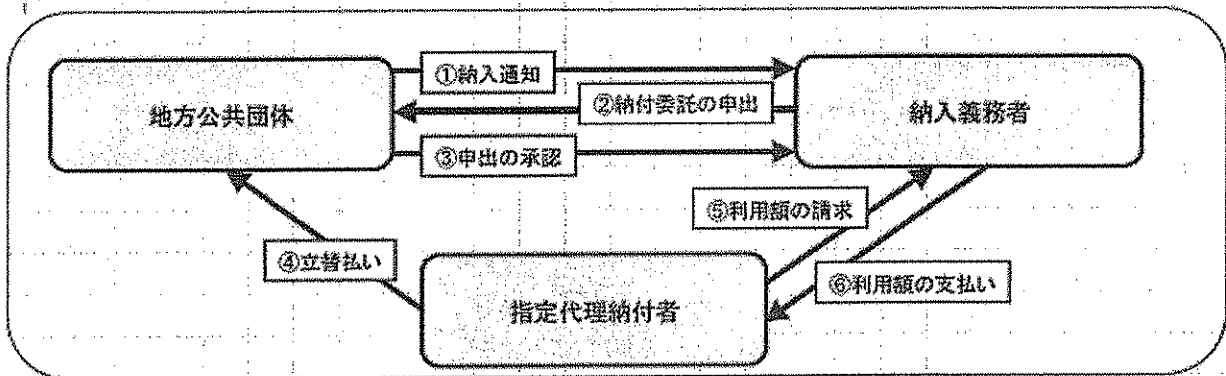
クレジットカードによるふるさと納税の納付について

- ・ クレジットカードによる公金の納付については、地方自治法第231条の2第6項に定められている「指定代理納付者制度」という仕組み（地方公共団体が指定したクレジットカード会社（指定代理納付者）による立替払いを認める）を活用することにより現行法上可能となっている。



- ・ この制度を活用して、クレジットカードによる納付をすることができる歳入の範囲は、法律上限定されておらず、ふるさと納税（寄付金）の納付も可能である。
- ・ 道内においては、夕張市・小樽市がすでにインターネット上でクレジットカードによるふるさと納税の納付を受け付けている。（北海道庁では実施していない。）

(クレジットカードによる公金納付の流れ)



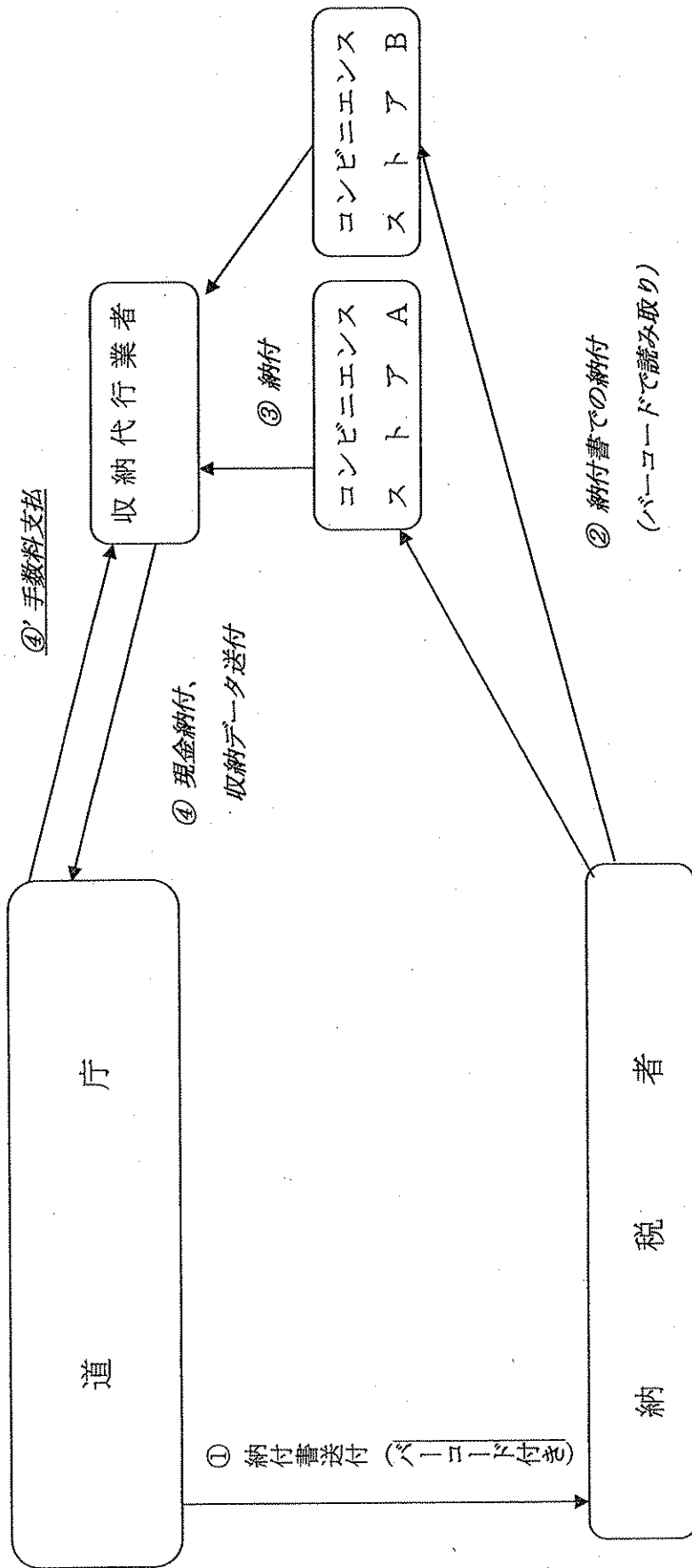
* この制度は、指定代理者による立替払いであることから、地方自治法施行令第158条の収納事務の委託とは制度上異なるものである。

地方自治法 第二百三十一条の二（証紙による収入の方法等）

- 6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。
- 7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

税金のコンビニ収納について

1 税金のコンビニ収納の仕組み



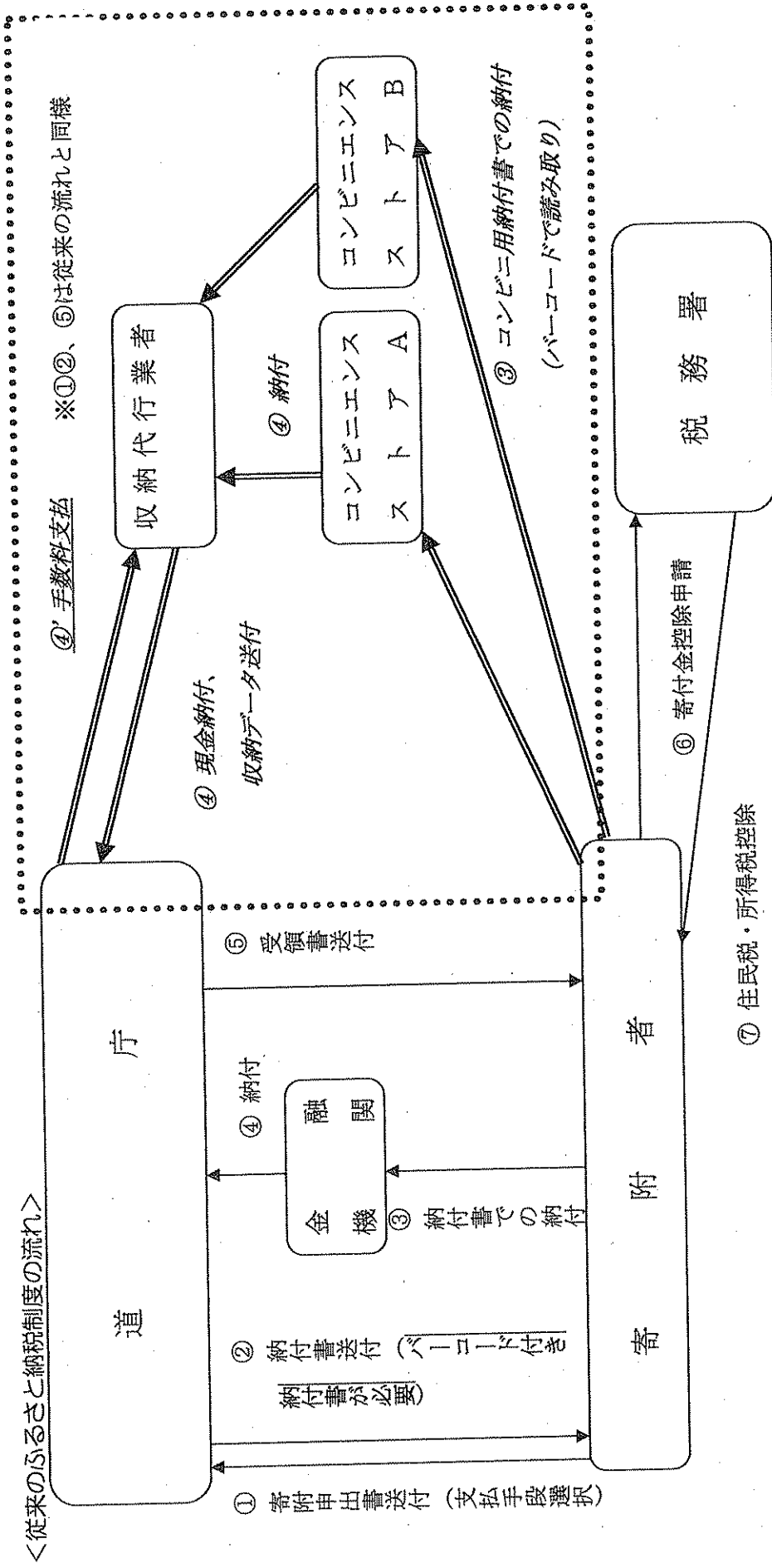
2 道内市町村における税金（地方税）のコンビニ収納の実態

区分	市町村数	コンビニへの 収納委託実施数
市	35	6
町村	144	10
計	179	16

※ 平成21年度調査による。なお、市町村ごとに対象となる税目は異なる。

コンビニエンスストアでのふるさと納税制度（案）と想定される課題

<コンビニでのふるさと納税制度の流れ>



※①②、⑤は従来の流れと同様

【 想定される課題 】

① 経済性の確保 (費用対効果)	② ふるさと納税コンビニ収納のためのシステム構築
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理件数が圧倒的に少ないため、手数料等が割高になると想定。 → 処理件数の増加か、手数料の引き下げが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公金の取扱を企業に委託するため、安全かつ確実なシステムの構築が必要 (バーコード付き納付書の作成など) → 既存の仕組みをできる限り活用し、費用発生を抑えていく。

04 総務省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	040040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1011020
提案主体名	箕面市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条第 1 項
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p> <p>◇地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料</p> <p>二 手数料</p> <p>三 賃貸料</p> <p>四 物品売払代金</p> <p>五 貸付金の元利償還金</p> <p>2～4 (略)</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在ふるさと納税の収納事務については、地方自治法及び地方自治法施行令により私人に委託できないことになっている。</p> <p>ふるさと納税利用者の利便向上及びふるさと納税の促進のために、収納事務を私人に委託できるよう緩和措置を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、私人に委託できる歳入の収納事務は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項により限定列举されており、現状のままではふるさと納税の徴収事務を私人に委託することができない。</p> <p>本地域の課題として、かねてから生活の身近にある「コンビニ」を利用してふるさと納税したいと希望する意見があり、また、市としてもコンビニ収納を実施することにより歳入増が見込まれることから、特区を活用することにより、ふるさと納税の収入事務を私人に委託することを可能とし、コンビニからふるさと納税の手続きを行うことができる環境を整え、ふるさと納税利用者の利便性の向上及び本市の収入の確保並びにまちづくりの推進に取り組む。(※コンビニを活用した具体的な事業スキームは、別添資料『ふるさと納税インターネットCVS収納システム F-REGI公金支払いご提案書』を参照)</p> <p>なお、クレジットカードは、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項により私人への委託が認められており、本市のふるさと納税においても既に対応している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>私人の公金取扱いについては、公金の性格からその取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが求められるところであり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされている。</p> <p>一方、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、地方公共団体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱させた方が適当な場合もあることから、一定限度で私人による公金の取扱いを認めているものである。</p> <p>ご提案の寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから委託することが経済性の確保の要件に合致しないと考える。</p> <p>また、ご提案のスキームについては、負担付き寄付についての判断をも私人が行うこととなる点について、問題があるものとする。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せてクレジットカードと同等の取扱いができないかどうか回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>コンビニ収納という極めて利便性の高い寄附手段が制限され、その結果、市の歳入の確保に支障が生ずるおそれがあることを考慮すれば、経済性の確保の要件には大いに合致していると考えます。また、今回提案しているコンビニを活用した私人への収納委託は、現在地方自治法上認められているクレジットカード会社への収納委託と制度上何ら違いはなく、クレジットカードと同様のスキームを構築していることから、回答にあるような負担付き寄附に該当するケースは起こりえない。地方自治法上、クレジットカードが指定代理納付者制度として認められているのであれば、当然ながらコンビニにおいても同等の取扱いとすべきである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>私人による公金の取扱いについては、公金の取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期する必要から、原則禁止しており、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度でその取扱いが認められるところである。</p> <p>ご提案の寄附金については、既に回答したとおり、上記要件に合致しないものであるが、今後、地方財務会計制度を含めた地方自治法の抜本的な見直しを検討することとしていることから、公金収納のあり方の検討の中で、各地方公共団体のご意見も踏まえ検討してまいりたい。</p> <p>なお、貴市の『コンビニを活用した私人への収納委託は、現在地方自治法上認められているクレジットカード会社への収納委託と制度上何ら違いはなく』のご指摘については、指定代理納付者制度と収納事務の委託制度とは法律の構成が異なること、つまり、指定代理納付者制度は、クレジットカード会社へ収納事務を委託するものではないことにご留意いただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せて公金収納のあり方の検討の時期について具体的に明示し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>特区として対応する方法以外に、コンビニを活用したふるさと納税の収納を達成するためには、現在公金の収納を私人に委託することが認められている条文(地方自治法施行令第158条第1項)に「寄附金」という項目を追記する方法しかないことから、貴省の回答にあるように、今後、地方財務会計制度を含めた地方自治法の抜本的な見直しの中で、積極的にかつ早急に公金収納のあり方について、積極的かつ早急に「寄附金」の私人への取扱いを認められたい。</p>				

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>制度の考え方等については、既にお示しているところ。</p> <p>なお、地方財務会計制度全体の見直しの検討について、本年1月に発足した『地方行財政検討会議』等において、今後の具体的検討スケジュール及び検討項目、時期等について議論が進められる予定である。</p>				

要 請 書

平成 2 2 年 6 月

北 海 道 市 長 会

4 寄附金税制の拡充に伴う取扱いについて

(要 旨)

平成20年の税制改正において、「ふるさと」に対し貢献または応援を
したいという納税者の思いを実現する観点から、地方自治体に対する寄
附金税制の拡充が図られたところであります。

寄附金の受け入れにあたっては、各自治体においてこの制度を積極的
に活用するために、周知・広報に努めているところですが、寄附者の利
便性向上を図るため、コンビニエンスストア等で寄附金の収納ができる
ようにするとともに、申告手続きを簡素化することが重要であります。

つきましては、次の事項について、強く要請いたします。

記

- 1 地方自治体の歳入に係わる寄附金について、収納事務を委託できる
ようにすること。
- 2 ふるさと納税制度においては、寄附金控除に関する申告手續の負担
軽減等を図ること。

ふるさと納税に関する必要経費について

		コンビニ収納	クレジットカード払い
イニシャルコスト (契約料金など)		0円 ? 100,000円	50,000円 ? 300,000円
ランニングコスト	月額基本料金	10,000円/月 ? 15,000円/月	1,500円/月 ? 5,000円/月
	1件当たり 手数料	60円/1件 ? 120円/1件	寄付金額の1%以上

(消費税別)

※これらの必要経費は、道が一般的な条件を基に複数の関係企業に調査した参考値であり、

- ①処理件数の多寡
 - ②その他の公金扱いの有無
 - ③個別オプションの有無
- などにより変動する可能性があります。

(参考：平成20年道内市町村のふるさと納税の実績)

1市町村の平均寄附件数 (実績のあった市町村の平均値)	約25件/1年
1件あたりの平均寄附金額	約107千円/1件

調査票 (P1)

ふるさと納税のコンビニエンスストア収納に関する調査票

市町村名	
担当部課名	
担当者名	
電話番号	

～ 「ふるさと納税」 について ～

問1 「ふるさと納税」の実施状況（該当項目に○印）

- ① 現在、実施している（ 年 月～実施）（→ 問2）
- ② 行っていないが、行う予定がある。（→ 問3）
- ③ 行っていないし、今後行う予定は無い。（→ 問7）

問2 「ふるさと納税」の現在の収納方法（複数回答可、該当項目に○印）

- ① 自治体が発行する納付書での納付（手数料：無・有（1件 円程度））
- ② 金融機関への振込（手数料：無・有（1件 円程度））
- ③ 郵便振替（手数料：無・有（1件 円程度））
- ④ クレジットカード（手数料：無・有（1件 円程度））
- ⑤ 現金書留
- ⑥ 持参
- ⑦ その他
（具体的に記入してください。）

※ 手数料は、貴自治体が金融機関等に支払う場合の1件あたりの金額を記入して下さい。
寄附者が手数料を負担する場合は、「無」を選択して下さい。

（→ 問3）

調査票 (P2)

～ 「ふるさと納税」の「コンビニ収納」が実現すると、寄附される方は全国の最寄りのコンビニで24時間振込みが可能になり、利便性が向上します。そうしたことから、「ふるさと納税」への理解や関心が高まり、収納件数の増加につながることを期待されます。ただし、コンビニ収納を委託することに伴い、必要経費（1件あたり手数料、年間基本料金等）の負担が想定されます。（別紙をご参照ください。）
これらを踏まえて以下の質問にご回答下さい ～

問3 新たな収納手段である「コンビニ収納」の導入について（該当項目に○印）

- ① 前向きに導入を検討したい（→ 問4）
- ② 現段階では未定だが、必要経費等の条件次第で考えてみたい（→ 問4）
- ③ 導入する考えはない（→ 問6）

問4 1件あたり手数料や年間基本料金がどのくらいであれば、「コンビニ収納」の導入が可能と考えますか。

1件あたり手数料	円程度/1件
年間基本料金	円程度/1年

※ 1件あたり手数料は、収納1件あたりに個別に支払う手数料
年間基本料金は、上記手数料のほか、収納実績に関わらず年間で支払う固定経費（→ 問5）

問5 「コンビニ収納」の導入によって収納件数がどれくらい増加することを見込みますか。（期待値で結構ですので記入して下さい。）

1年間の収納件数の増加見込み	件
----------------	---

（→ 問7）

問6 コンビニ収納を導入する考えのない理由（複数回答可、該当項目に○印）

- ① 手数料などの費用がかかるため
- ② 事務的な手間が煩雑になるため
- ③ その他

具体的に記入して下さい。

（→ 問7）

問7 道州制特区に関するアイデア

貴市町村において、道や市町村への権限等の移譲や、法令の特例措置を行う事により、特色のある地域づくりが行えるような道州制特区提案のアイデアをお持ちでしたらご記入ください。
(内容の法的整理や類似提案との整理はこちらで行いますので、積極的にご記入をお願いします。)

お忙しいところ調査にご協力いただき、ありがとうございました。

<内容のお問い合わせ先>
北海道総合政策部 地域主権局 道州制グループ
担当 : 箭本(やもと)
電話 : 011-204-5160 (直通)
メール : yamoto.mitsuru@pref.hokkaido.lg.jp

(別紙)

コンビニ収納で想定される必要経費 (収納代行業者からの聞き取り結果)

	想定される必要経費
1件あたり手数料	60円~120円/件
年間基本料金	120,000円~180,000円 (月額10,000円~15,000円)

(税別)

(注)

- ・上記の金額については、あくまでも目安であり、実際の契約内容等により変動する可能性がある。
- ・1件あたり手数料は、収納1件あたりに個別に支払う手数料。
年間基本料金は、上記手数料のほか、収納実績に関わらず年間で支払う固定経費。
- ・ふるさと納税に係るコンビニ収納が年に1件からでも対応していただくことを前提としている。
- ・対象となるコンビニエンスストアは全国チェーンを中心に15社程度。
- ・上記以外に、初年度のみに係る初期契約料や収納データの送受信を行うためのソフトインストール代などの費用が別途発生するケースもある。

「ふるさと納税」のコンビニエンスストア収納に関する調査結果

問1 「ふるさと納税」の実施状況

	回答市町村数
① 現在、実施している	178
② 行っていないが、行う予定あり	0
③ 行っていないし、今後予定は無し	1

【調査概要】

- ・調査対象：道内179市町村
- ・回答数：179市町村
- ・実施時期：平成22年9月～10月
- ・目的：ふるさと納税のコンビニエンスストア収納に関するニーズ等を把握するため

問2 「ふるさと納税」の現在の収納方法(複数回答可)

	回答市町村数		うち手数料負担のある市町村の 手数料平均
		比率	
① 自治体が発行する納付書での納付	116	65%	¥105
② 金融機関への振込	102	57%	¥390
③ 郵便振替	129	72%	¥77
④ クレジットカード	4	2%	※
⑤ 現金書留	127	71%	
⑥ 持参	148	83%	
⑦ その他	0	0%	

※寄付金額の数%等個別条件

問3 新たな収納手段である「コンビニ収納」の導入について

	回答市町村数	比率
① 前向きに導入を検討したい	1	0.6%
② 現段階では未定だが、必要経費等の条件次第で考えてみたい	43	24.2%
③ 導入する考えはない	134	75.3%

問4 「コンビニ収納」の導入が可能な1件あたりの手数料、年間基本料金(44市町村中)

1件あたりの手数料	20～59円	60～99円	100～120円	121～199円	200～299円	1000円	未定等	平均金額
回答市町村数	11	9	10	0	2	2	10	¥131

年間基本料金	なし	1万円未満	1万～2万円	2万～7万円	7万～12万円	12～18万円	未定等	平均金額
回答市町村数	14	4	6	7	0	7	6	¥33,000

(年間基本料金 ○円～△円:○円以上△円未満を意味します)

問5 「コンビニ収納」の導入によって、見込まれる収納増加件数(44市町村中)

1年間の収納件数の増加見込み	1～5件	6～10件	11～20件	21～30件	31～50件	未定等	平均件数
回答市町村数	16	8	5	4	3	8	13.1

(H21年度ふるさと納税導入済市町村の平均収納件数は約28件)

問6 「コンビニ収納」を導入する考えのない理由(複数回答可)

	回答市町村数
① 手数料などの費用がかかるため	107
② 事務的な手間が煩雑になるため	42
③ その他	46

(その他の主な理由は、「ニーズが見込まれない」「件数の増加が見込めない」「町税等のコンビニ収納が優先」など)

認定NPO法人制度の認定要件の緩和について

1 認定NPO法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。

認定NPO法人に対して寄附した場合の寄附金控除など、税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2）

2 税制上の特例措置

(1) 寄附者に対する税制上の特例措置

①個人が寄附した場合の特例措置

- 個人が認定NPO法人に寄附した場合、所得税の計算において、寄附金の額から2千円を差し引いた額を、所得金額から控除できる。（特措法第41条の18の3）
※22年度税制改正により、差し引き額が5千円から2千円に引き下げられた。
- 認定NPO法人のうちから都道府県又は市町村が条例で指定した法人に、個人が寄附した場合、地方税である個人住民税の計算において、寄附金控除が適用される。（地方税法第37条の2及び第314条の7。20年度税制改正により追加）
※寄附者の住所地の都道府県の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合
→寄附金額から5千円を差し引いた額の4%を都道府県民税から税額控除
寄附者の住所地の市町村の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合
→寄附金額から5千円を差し引いた額の6%を市町村民税から税額控除

②法人が寄附した場合の特例措置

法人が認定NPO法人に寄附した場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定NPO法人に対する寄附金についての別枠の損金算入限度額が設けられている。（特措法第66条の11の2第2項）

③相続人が相続財産を寄附した場合の特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に相続財産を寄附した場合、相続税の計算において、寄附した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。（特措法第70条第1項、第10項）

(2) 法人自身に対する税制上の特例措置

④認定NPO法人の「みなし寄附金制度」

認定NPO法人の収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内（所得金額の20%相当額まで）で損金算入することができる。（特措法第66条の11の2第1項、法人税法第37条第5項）

3 認定の有効期間（特措法第66条の11の2第4項）

5年間

（制度発足当初は2年間だったが、20年4月以後の認定申請から5年に延長された）

